

# 意見書

令和2年2月7日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部  
消費者行政第二課 御中

郵便番号 101-0052

(ふりがな) とうきょうとちよだくかんだおがわまち 1-10 こうしんびる2かい

住所(所在地) 東京都千代田区神田小川町 1-10

興信ビル2階

(ふりがな)

いっばんしゃだんほうじん でんきつうしんじぎょうしゃきょうかい かいちょう さわだじゅん

一般社団法人 電気通信事業者協会

会長 澤田 純

電話番号 03-5577-5845

「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案(新旧対照表)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

弊協会内の携帯電話事業者(MNO)4社で構成される検討部会において、以下のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい下さいますよう、お願い申し上げます。

該当箇所	意見
全般	<p>本省令案にて導入される本人確認の新たな手法につきましては、世の中のデジタル化の流れに呼応したものであり、導入により、携帯電話事業者ならびに利用者の選択肢が増えるものと理解しております。また、オンラインで完結する本人確認方法のため、現行法における非対面での本人確認方法に比べ、事業者の一部業務負荷軽減や、利用者の利便性向上も見込まれ、携帯電話事業者(MNO)といたしましても導入について賛同いたします。</p>
本人確認用画像情報及び特定本人確認用画像情報の撮影に使用するソフトウェアについて	<p>本省令案にて導入される本人確認の新たな手法につきましては、統一的な基準の下、全ての事業者が適切かつ正確に本人確認が実施できるよう、使用するソフトウェアの必要機能等について、明確な要件や仕様を整理及び明示いただくことを要望いたします。</p> <p>明確な要件や仕様の整理においては、同様の本人確認方法を導入する他の法令と比較して過度に必要機能を求めない整理としていただくことを要望いたします。</p>
その他	<p>昨今における特殊詐欺被害の状況については、認知件数・被害額共に高水準で推移しており、依然として深刻な状況であると理解しております。また、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」等、総務省における議論においても、利便性向上に対する意見がある一方、適切かつ厳格な本人確認の重要性についても意見が述べられ、両側面からの議論がなされているものと認識しております。</p> <p>このような状況を踏まえ、携帯電話事業者(MNO)としてはこれまでも特殊詐欺被害防止のため、例えば、音声役務だけでなくデータ役務における本人確認も厳格に実施するなど、自主的な対応を実施しており、今後も継続的に対応していく所存です。また、このような取り組みについては特殊詐欺被害防止のため、MNOのみならず業界全体で取り組むべき課題であり、全ての事業者自らが適切な対応を実施すべきであると考えます。</p>

以上